

滋 建 第 4 4 3 号
令和元年（2019年）7月19日

公益社団法人 滋賀県建築士会 様

滋賀県土木交通部建築課長



滋賀県使用料および手数料条例の一部改正について（通知）

このことについて、平成31年3月22日および令和元年7月9日に滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例が交付され、令和元年10月1日から施行されます。

つきましては、建築士法に基づく事務手数料が一部改正されましたので通知します。

貴会におかれましては、改正された下記の事務手数料について徴収に遺漏等がないようお願いします。

記

1. 改正される事務手数料

滋賀県使用料および手数料条例 第2条第2項第28号中

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料

1件につき 19,300円（改正前19,200円）

- ・ 建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料

1件につき 530円（改正前500円）

- ・ 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料

1件につき 17,900円（改正前17,700円）

【連絡担当者】

滋賀県土木交通部建築課 営繕企画係 藤原

TEL:077-528-4251 FAX:077-528-4911

Mail:hb0100@pref.shiga.lg.jp